

令和2年5月5日

久元市長指示

5月4日、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）に基づき、全都道府県を対象に「緊急事態措置を実施すべき期間」が5月31日まで延長されました。

本市における感染状況を見ると、4月27日から5月3日までの1週間における新規感染者数（確定日別）が15名とその前の週の66名から大きく減少しているほか、その感染経路が判明しています。これまでの市民・事業者等の外出自粛の成果が出てきたものと評価されるものの、引き続き、極力8割の接触削減に向けた、これまでの感染拡大の防止の取組みを進めていく必要があります。

不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力避けるよう、協力を呼びかけてまいります。また、職場への出勤につきましても、在宅勤務や、ローテーション勤務等を協力を推進いただく必要があります。

この感染症で多くの市民、事業者が困難に直面しています。

市民の生活を守るため、また、神戸経済を守るため、また、たたかひの最前線に立つ医療従事者の方々を守るためにも、引き続き、全職員が一丸となって、対応してまいりたいと考えています。